

市有地（2箇所）売払い  
一般競争入札  
実施要領

行田市

総合政策部財産管理課

## 目次

1	目的	1
2	スケジュール	1
3	売却物件	3
4	参加資格要件	3
5	入札に関する諸注意	3
6	入札関係資料の配布について	4
7	質問と回答	4
8	入札参加申込み	5
9	入札参加資格の審査結果	6
10	入札保証金	6
11	入札参加の辞退	7
12	入札について	7
13	無効な入札	9
14	開札及び落札者の決定等	9
15	契約の締結	10
16	売買契約に係る特約事項	10
17	売買代金の支払い	11
18	落札者の取消し等	11
19	所有権の移転及び物件の引渡し	11
20	その他の注意事項	12
21	個人情報について	12
22	問合せ先	12

行田市では、市有地（2箇所）売払い一般競争入札を下記のとおり実施いたします。

この一般競争入札は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している予定価格（最低売却価格）以上で最高の価額をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札希望者は、本実施要領等を十分お読みいただき、各記載事項を承知した上でお申し込みください。

## 1 目的

市有地（2箇所）の売払いを通じて、行田市の自主財源の確保を目的とします。

## 2 スケジュール

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 公 告 日       | <u>令和7年8月27日(水)</u>   |
|                 |    |
| (2) 入札関係資料の配布   | <u>令和7年8月27日(水)～令和7年10月23日(木)</u><br>紙資料は財産管理課（行田市役所2階）にて配布します。<br>ただし、土曜、日曜、祝日を除きます。<br>※入札関係資料は、行田市ホームページからもダウンロードできます。 |
|                 |                                        |
| (3) 質 問 受 付     | <u>令和7年8月27日(水)～令和7年10月10日(金)</u><br>※質問書（様式第6号）に必要事項を記入の上、FAX<br>又は電子メールにより提出してください。                                     |
|                 |                                        |
| (4) 質 問 へ の 回 答 | <u>令和7年10月14日(火)までに随時回答(予定)</u><br>行田市ホームページ上で回答を随時公開します。   |
|                 |                                        |
| (5) 入札参加申込書の受付  | <u>令和7年10月14日(火)～令和7年10月23日(木)</u><br>※特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参の<br>いずれかの方法により提出してください。                                    |
|                 |                                        |
| (6) 入札参加の可否通知   | <u>令和7年10月24日(金)に発送(予定)</u><br>※入札参加資格の審査結果を郵便で通知します。<br>参加を認めた申込者には「入札参加承認通知書」を、<br>認められない申込者には「入札参加不承認通知書」<br>を通知します。   |

(7) 入札保証金の納付 令和7年11月4日(火)までに納付  
※入札予定価格の100分の5に相当する額  
(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、  
その端数を切上げた額)以上。  
※「入札参加承認通知書」に同封した納入通知書にて  
納付してください。



(8) 入 開 札 令和7年11月5日(水)  
会 場：埼玉県行田市本丸2番5号  
行田市役所2階 201B会議室  
受付時間：  
物件番号1(壱里山町8番6、8番28)  
午前9時40分から午前10時00分まで

物件番号2(大字野1237番1)  
午前10時40分から午前11時00分まで  
※入札締切り後、直ちに開札を行います。



(9) 契約等の締結 落札者決定通知を受けた日から7日以内に契約を締結  
※収入印紙、実印、印鑑証明書が必要となります。  
契約締結時までに、売買代金の100分の10以上の  
金額から、入札保証金を差し引いた金額を契約  
保証金として行田市が発行する納入通知書により  
納付してください。



(10) 契約金額(売買代金)の納付 契約締結日から30日以内  
※契約金額(売買代金)から先にお支払いいただいた  
入札保証金及び契約保証金を差し引いた額を  
契約締結日から30日以内にお支払いください。



(11) 所有権の移転及び物件の引渡し 契約金額(売買代金)全額が完納された日に  
所有権の移転及び物件の引渡し  
※所有権移転登記は、落札者の請求により行田市が  
囑託するものとし、落札者は、これに必要な書類等  
を行田市に提出するものとします。

### 3 売却物件

売却物件は以下のとおりです。

物件 番号	所 在	登記 地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	壱里山町8番6、8番28	雑種地	312.00 (2筆合計)	19,094,000
2	大字野1237番1	宅地	3983.17	32,665,000

- (1) 落札者は、行田市が定める予定価格（最低売却価格）以上の価格で入札した人のうち最高の価格をもって入札した人となります。
- (2) 物件の引き渡しは、現状有姿で行います。
- (3) 現地及び諸規制は必ず申請者自身において調査確認を行ってください。
- (4) 詳細については物件調書をご覧ください。

### 4 参加資格要件

次のすべての要件を満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が参加することが出来るものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員でないこと。
- (6) 市町村税（当該市町村税にかかる徴収金を含む）を滞納していないこと。
- (7) 法令等に反する行為その他公序良俗に反する行為を行っていない者であること。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する行田市職員でないこと。

### 5 入札に関する諸注意

- (1) 資本関係があると認められる者（親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子

会社同士の関係、会社を同じくする営業所同士等) 同士がそれぞれ入札を行った場合は、全て無効とします。

(2) 契約は入札者名で行うため、入札への参加は、契約権限のある者が行ってください。

(3) 入札に参加する者が1者であっても入札を執行します。

## 6 入札関係資料の配布について

### (1) 配布場所

埼玉県行田市本丸2番5号

行田市役所 2階

総合政策部財産管理課 ファシリティマネジメント担当

なお、ホームページにも本実施要領等を掲載しております。

### (2) 配布期間

令和7年8月27日(水)から令和7年10月23日(木)まで

(紙資料の配布は土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

## 7 質問と回答

本要領に関する質問は、次のとおり行うものとします。

### (1) 受付期間

質問の受付は、令和7年8月27日(水)午前8時30分から令和7年10月10日(金)午後5時00分までとします。なお、受付期間内に到達しなかったもの、また、指定した様式や方法ではない質問は無効とします。

### (2) 質問の方法

質問は、質問書(様式第6号)に必要事項を記入の上、担当窓口までFAX又は電子メールにより提出してください。なお、質問書を提出した後に、電話で到着確認の連絡をお願いします。

### (3) 質問に対する回答

質問及びその回答は、行田市ホームページ上で随時、質問者名を伏せて公開します。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領の追加又は修正とみなします。

### (4) 質問への回答終了日

令和7年10月14日(火)(予定)

### (5) 担当窓口

行田市総合政策部財産管理課 ファシリティマネジメント担当

TEL: 048-556-1111 (内線311)

FAX: 048-553-1355

E-mail: zaisan-k@city.gyoda.lg.jp

## 8 入札参加申込み

入札に参加を希望する法人等又は個人は、次のとおりお申し込みください。

### (1) 受付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月23日（木）まで（必着）

### (2) 受付方法

特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかの方法により提出してください。電話、FAX、電子メールによる申込受付は行いません。

郵便や配達確認のできる宅配便で提出される際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえで差し出してください。

如何なる理由であっても上記期間内に届かなかつたものは無効とするとともに、異議申立は受け付けませんのでご注意ください。

直接持参される場合は、上記期間における土曜、日曜、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分（正午から午後1時00分までの間を除く）までの間に担当窓口（行田市総合政策部財産管理課ファシリティマネジメント担当）へご提出ください。

### (3) 提出先

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

行田市役所 総合政策部財産管理課 ファシリティマネジメント担当

### (4) 提出書類

下記書類の原本を各1部提出してください。

- ①入札参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（法人等の場合）
- ④住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの、本籍・続柄は省略可）（個人の場合）
- ⑤印鑑証明書
- ⑥市町村税の滞納（未納）額がないことの証明書
- ⑦身分証明書（個人の場合）

※身分証明書とは、法律行為を行う能力や財産を管理する能力があること、また、経済上の信用状況を証明するもので、次の内容が記載されています。

- ・禁治産又は準禁治産の宣告を受けていないこと
- ・後見の登記の通知を受けていないこと
- ・破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと

身分証明書は、本籍地の市区町村に請求ください。

※③、④、⑤、⑥及び⑦は発行後3か月以内のものとしします。

### (5) 入札参加申込みの留意事項

- ①提出された書類は返却しません。

- ②申込書類に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に規定するもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- ③入札参加申込書等の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとします。
- ④入札参加申込みに伴う費用は、入札参加を申し込む者の負担とします。
- ⑤入札参加申込における物件数の制限はありません。複数物件の入札を希望される場合は、物件ごとに、入札参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を提出していただきますが、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、住民票、印鑑証明書、市町村税の滞納（未納）額がないことの証明書及び身分証明書の提出部数は1部で結構です。

## 9 入札参加資格の審査結果

行田市は、申込者から提出された書類により、行田市が規定する入札参加資格を有しているか審査し、入札参加の可否を決定します。

入札参加の可否について、行田市が参加を認めた申込者には、「入札参加承認通知書」を、認められない申込者には「入札参加不承認通知書」を令和7年10月24日（金）（予定）に発送します。

入札参加資格の審査の結果に対する異議には一切応じません。

## 10 入札保証金

- (1) 入札参加予定者は、入札参加承認通知書を受け取ったときから入札日前日の令和7年11月4日（火）までに、入札保証金を行田市が発行する納入通知書にて納付していただきます。なお、納入通知書は、「入札参加承認通知書」の発送の際に同封します。
- (2) 入札保証金は入札予定価格の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げた額）以上とします。
- (3) 入札当日の受付時に、入札保証金振込領収書の写しの提出を求めますので、予め写しのご用意をお願いいたします。
- (4) 落札者が納付した入札保証金は契約保証金に全額を充当しますが、落札者が契約を締結しない場合は行田市に帰属します。また、落札者以外の者が納付した入札保証金は落札者の決定後速やかに指定された金融機関の口座へ返還（振り込み）の手続きをしますが、返還（振り込み）までに3週間程度の期間を要します。
- (5) 入札保証金には、利子を付しません。また、入札保証金返還請求権に質権その他の担保を設定すること及び第三者に譲渡することはできません。

## 11 入札参加の辞退

入札参加申込みを行った者が都合により入札を辞退する場合には、入札辞退届（様式第4号）に理由を記入のうえ提出してください。

なお、参加を辞退された場合、既に提出された書類一式は返却しません。

## 12 入札について

### (1) 入札日時及び場所

入札日 令和7年11月5日（水）

受付時間 物件により受付時間が異なります。

物件番号1（壺里山町8番6、8番28）

午前9時40分から午前10時00分まで

物件番号2（大字野1237番1）

午前10時40分から午前11時00分まで

会 場 埼玉県行田市本丸2番5号  
行田市役所2階201B会議室

※受付時間終了後は、入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。

※入札会場には、入札参加者1者につき1名に限り入場することができます。

共有で申込まれる方についても入室できる方は1名ですので、他の共有者からの委任状（任意様式）を提出してください。

入場の際には、「入札参加承認通知書(原本)」を確認させていただきますので、忘れずに持参してください。

### (2) 入札方法

入札にあたっては、入札書（様式第5号）を使用してください。

複数物件の入札を希望される場合は、物件ごとに、入札書（様式第5号）及び入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第7号）を提出してください。

### (3) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。

※土地に対する消費税の課税はありません。

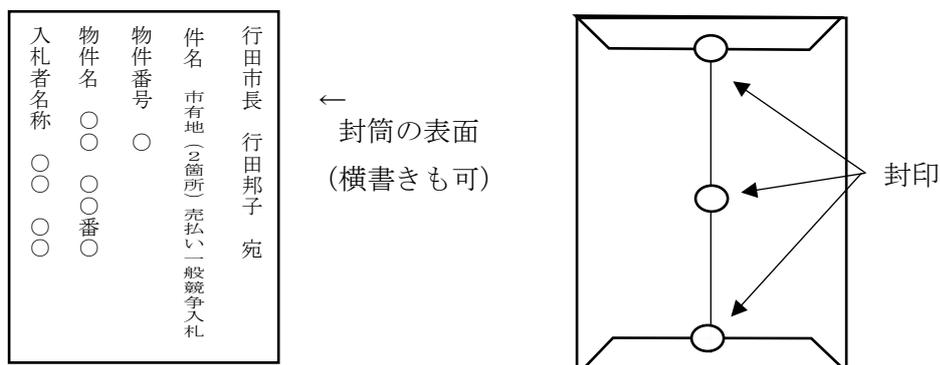
### (4) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、必ず入札に係る委任状（様式第3号）を持参ください。委任状（様式第3号）は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

(5) 入札書の封入について

入札書（様式第5号）は、物件ごとに市販の封筒（長形3号 120×235mm）に入れ、封入してください。封筒の表面には「行田市長 行田邦子 宛」、「件名 市有地（2箇所）売払い一般競争入札」、「物件番号（1又は2）」「物件名（物件所在地）」及び「入札者名称」を記入し、裏面は図のとおり封印をしてください。封印に用いる印鑑は、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑（実印）で封印してください。

※物件番号と物件名称は記入間違えのないようご注意ください。



(6) 入札当日に持参していただく書類

- ①入札参加承認通知書（原本。写し不可）
- ②入札書（様式第5号）※封入済み
- ③入札保証金振込領収書の写し
- ④入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第7号）
- ⑤委任状（様式第3号）※代理人が参加される場合のみ
- ⑥公的機関発行の顔写真入り証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）

(7) 入札にあたっての留意点

- ①提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書換え・引換え・撤回することはできません。
- ②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがあります。
- ③入札書（様式第5号）への金額の記入には算用数字を用い、数字は頭に「¥」の記号を記入してください。
- ④入札書（様式第5号）の記入に当たっては、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。  
※消せるボールペンは使用不可
- ⑤入札参加者1名につき複数の物件に申し込むことができますが、同一物件に複数の入札書を提出することはできません。

### 13 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 所定の入札書（様式第5号）によらないもの
- ② 入札保証金の全額を納付していない者の入札
- ③ 指定した日時までに提出しなかった入札
- ④ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ⑤ 入札参加資格のない者が行った入札又は委任状（様式第3号）を持参しない代理人のした入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- ⑦ 入札参加申込書（様式第1号）の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
- ⑧ 代理人が入札する場合において、委任状（様式第3号）の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- ⑨ 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑩ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記具により入札書（様式第5号）に記入した入札
- ⑫ 入札金額が最低売却価格未満の額の入札
- ⑬ 入札書の金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ⑭ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正、挿入又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑮ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ⑯ 前各号に掲げるもののほか本実施要領に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

### 14 開札及び落札者の決定等

#### (1) 開札及び落札者の決定

入札締切り後、直ちに開札を行い、次の方法により落札者を決定します。

- ① 入札者のうち、入札金額が最低売却価格以上で、最高価格の入札をした者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者でくじ引きを行い、落札者を決定します。
- ③ 後日、落札者の入札が無効であると確認された場合には、次に高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ④ 落札決定者（購入予定者）はその権利を他者に譲ることはできません。

#### (2) 結果の通知

開札の結果は、令和7年11月10日（月）（予定）に行田市ホームページで公

表します。公表内容は、物件所在地、地目、地積、開札年月日、最低売却価格、落札金額、各入札参加者の入札金額、落札者が法人の場合は商号又は名称となります。なお、個人の場合、各入札参加者の氏名は公表いたしません。また、落札者には別途、落札者決定通知を書面で送付します。

## 15 契約の締結

- (1) 落札者には、入札終了後、契約手続等について説明します。
- (2) 落札者決定通知を受けた日から7日以内に行田市と別紙「市有財産売買契約書」により契約を締結していただきます。
- (3) 本件契約締結に必要な費用（売買契約書に貼付する収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 売買契約は、必ず「入札者」名義で契約していただきます。
- (5) 実印及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）が必要となります。

## 16 売買契約に係る特約事項

売却物件の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

### (1) 用途等の制限

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する用途
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する用途
- ③ 墓地、墓苑及びこれに類する用途
- ④ 公序良俗に反する用途

### (2) 所有権移転等の制限

売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合には、(1) 用途等の制限に規定する用途制限を承継させなければなりません。

### (3) 実施調査等

遵守状況を確認するために、市は随時、土地の利用状況について実地調査を行います。実地調査の際には、購入者に協力していただきます。

### (4) 契約不適合責任

売買契約の締結後に、物件に数量の不足または契約の内容に適合しないことを発見しても、行田市に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求

及び契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者であるときは、引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

## 17 売買代金の支払い

売買代金は、以下のとおり、2段階に分けて納付していただきます。

### (1) 契約保証金の納付

契約締結時までに売買代金の100分の10以上の金額から、入札保証金を差し引いた金額を契約保証金として行田市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

### (2) 残額の納付

契約金額（売買代金）から先にお支払いいただいた入札保証金及び契約保証金を差し引いた額を契約締結日から30日以内にお支払いいただきます。（売買代金の全額を契約締結時に納めた場合を除く。）

## 18 落札者の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、落札者としての資格を取り消します。

- ① 正当な理由なく、落札者決定通知を受けた日から7日以内に契約書等が提出されなかったとき
- ② 落札後に申込書等への虚偽の報告があったことが判明したとき
- ③ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、相応しくないと行田市が判断したとき

(2) 上記のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高い価格をもって有効な入札を行った者と随意契約交渉を行います。

## 19 所有権の移転及び物件の引渡し

所有権の移転及び物件の引渡しは、契約金額（売買代金）全額が完納された日とします。

- (1) 所有権移転登記は、契約金額（売買代金）の完納が確認され、売買物件の所有権が移転した後に、落札者の請求により行田市が囑託するものとし、落札者は、これに必要な書類等を行田市に提出するものとします。
- (2) 所有権の移転に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。（共有持分については、契約前にご連絡ください。）
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 20 その他の注意事項

- (1) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、行田市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 現状有姿での引渡しとなります。  
(立木の伐採、囲障・木柵などの撤去は、市では行いません。)

## 21 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札・契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

なお、入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会をする場合もあります。

## 22 問合せ先

埼玉県行田市本丸2番5号

行田市役所 総合政策部財産管理課 ファシリティマネジメント担当

電話：048-556-1111（内線311）

F A X：048-553-1355

E - m a i l：[zaisan-k@city.gyoda.lg.jp](mailto:zaisan-k@city.gyoda.lg.jp)